

# 監查報告

## **監査報告**

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「法人」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書。但し、独立行政法人国際協力機構法第28条第5項に基づき、有償資金協力業務にかかる財務諸表を除く。）及び決算報告書（但し、独立行政法人国際協力機構法第30条第6項に基づき、有償資金協力業務にかかる決算報告書を除く。）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### **I 監査の方法及びその内容**

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人国際協力機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、当該事業年度に係る事務所監査にあたっては、効率的かつ効果的な情報収集の観点から、実地監査の際に、その補完として、一部オンラインも活用したヒアリング方式で行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第5期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、法人は今後、令和7年4月17日付「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行を受け、改正の目的である民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、その基盤となる柔軟で効率的なJICA財務の実現に具体的に取り組むこととなる。本法改正にかかる国会審議における指摘を真摯に受け止め、対応していく必要がある、特に法人のガバナンスに関し、フィリピン共和国向け円借款事業の調達手続に関する秘密情報の漏洩事案の対応にかかる指摘については、検証委員会の報告も踏まえ改めて法人として必要な措置を講じることが強く求められる。本法改正に至る、法人に対する国内外の期待に応え、理事長のリーダーシップの下、役員等が協力し合い、サステナブルな組織・事業運営に不断に努めていくことが重要である。
- 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等に係る会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直しについては、適切な対応が行われているものと認める。

令和7年6月18日

独立行政法人国際協力機構

監事 佐野 景子

監事 関口 典子

監事（非常勤） 赤羽 貴

---

\* 上記は、法人が「監査報告」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は法人が別途保管しております。